○文部科学大臣臨時代理
　国務大臣　山口　俊一
文部科学大臣下村博文海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣に指定する（八月三十日）
○文部科学大臣臨時代理解職
　国務大臣　山口　俊一
文部科学大臣下村博文帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に文部科学大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（八月三十一日）
　国務大臣　山本　早苗
　（高市　早苗）
内閣府特命担当大臣石破茂帰朝につき内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域担当）事務代理を免ずる（九月一日）

金融庁

（証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第七部門））内閣府事務官　吉村　満
証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第三部門）を命ずる
（証券取引等監視委員会事務局証券検査監理官）同　田口　良二
兼ねて証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第七部門）を命ずる
（総務企画局政策課企画官）同　伊藤　憲昭
退職
（証券取引等監視委員会事務局統括検査官（第三部門））同　木村　行成
願により本官を免ずる（以上八月三十一日）

財務省

（福岡財務支局長）財務事務官　上羅　豪
大臣官房付を命ずる
（福岡財務支局財務主幹）同　小柳　健
兼ねて福岡財務支局長心得を命ずる
（外務省在大韓民国日本国大使館公使）外務事務官　相馬　弘尚
横浜税関総務部長を命ずる
（横浜税関総務部長）財務事務官　前川　信隆
外務省に出向させる
　中西　宏明
日本銀行参与に任命する（以上九月一日）

農林水産省

（大臣官房付）農林水産事務官　野津山喜晴
大臣官房報道官に配置換する
（大臣官房国際部国際政策課対外政策調整室長）同　片貝　敏雄
大臣官房参事官に昇任させる
（農村振興局整備部付）農林水産技官　堀畑　正純
農村振興局農村政策部都市農村交流課長に配置換する
（大臣官房政策課企画官）農林水産事務官　久栄　徹
大臣官房国際部国際政策課対外政策調整室長に昇任させる
（大臣官房報道官）同　池渕　雅和
（大臣官房参事官）同　片貝　敏雄
大臣官房付に配置換する（各通）
（農村振興局農村政策部都市農村交流課長）農林水産技官　佐藤　具揮
農村振興局整備部付に配置換する
（農林水産技術会議事務局研究開発官）農林水産事務官　波積　大樹
厚生労働省に出向させる（以上九月一日）

最高裁判所

○定年退官
判事菊池徹は八月二十日限り定年退官

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、八月三十一日午後五時五十二分御出門、「北陸新幹線開業記念　交流するやきもの　九谷焼の系譜と展開」展を御覧のため、東京ステーションギャラリー（千代田区）へ行幸啓、同六時四十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、九月二日ベトナム国の国祭日につき、同月一日同国主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

宮城労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、宮城県最低賃金（昭和55年宮城労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　平成27年９月３日
　　宮城労働局長　土田　浩史
　第４号中「１時間710円」を「１時間726円」に改める。

福島労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、福島県最低賃金（昭和55年福島労働基準局最低賃金公示第１号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　平成27年９月３日
　　福島労働局長　引地　睦夫
　第４号中「１時間689円」を「１時間705円」に改める。

新潟労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　平成27年９月３日
　　新潟労働局長　梅澤　眞一
　第４号中「１時間715円」を「１時間731円」に改める。

静岡労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、静岡県最低賃金（昭和55年静岡労働基準局最低賃金公示第10号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　平成27年９月３日
　　静岡労働局長　野村　栄一
　第４号中「１時間765円」を「１時間783円」に改める。

愛媛労働局最低賃金公示第１号
　最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、愛媛県最低賃金（昭和55年愛媛労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。
　平成27年９月３日
　　愛媛労働局長　天野　敬
　第４号中「１時間680円」を「１時間696円」に改める。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された別表に掲げる地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十八条の規定により公告する。
　平成二十七年九月三日
　　国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊名
菊川市	東遠広域都市計画事業菊川駅南土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
掛川市	東遠広域都市計画事業宮脇第一土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
岡山市	岡山県南広域都市計画事業大供周辺土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
野田市七光台駅西土地区画整理組合	野田都市計画事業七光台駅西特定土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書
静岡市蒲原六番向道下土地区画整理組合	静岡市蒲原六番向道下土地区画整理事業の出来形確認測量図及び換地計画書